

## 秩父市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付の手続き方法

①	<b>飼い主のいない猫を確認、申請書を作成</b>	申請者が実施
	手術を受けさせようとする猫が、飼い主のいない猫であることを証明するため、猫が生息する地域の住民2名（申請者以外）に確認し、申請書内の飼い主のいない猫であることの確認欄に、確認者として署名捺印をもらってください。 ※町会など、自治会の取組みとして行われる場合は、町会長、区長などの代表者1名の署名捺印でも可	
②	<b>補助金の交付申請</b>	申請者から市役所へ
	補助金の申請は次の書類を持参のうえ、生活衛生課窓口で行ってください。 申請に必要なもの・不妊・去勢手術費補助金交付申請書 ・猫の写真 ・本人確認ができるもの（運転免許証、保険証、住民票など）	
③	<b>動物病院との調整</b>	市→動物病院・申請者→動物病院
	申請が出された際、市から申請者の情報（住所、氏名、電話番号）を動物病院に連絡しますので、その後、担当動物病院へ申請者本人が予約を行ってください。	
④	<b>「飼い主のいない猫」を動物病院へ搬入</b>	申請者が実施
	動物病院から指示された搬入方法により搬入してください。	
⑤	<b>獣医師の診察により手術の可否を判断</b>	獣医師が診断
	対象の猫に不妊去勢手術をすることが可能かどうか、獣医師が判断します。 ◎獣医師の診断により、不妊去勢手術のほか、ノミの駆除など、別途治療の必要が生じた場合は、別途料金がかかります。	
⑥	<b>交付決定通知</b>	獣医師→市役所→申請者
	獣医師からの診断結果の連絡により、市から申請者へ発送します	
⑦	<b>手術の実施</b> ※申請の際に書類審査を済ませるため、獣医が適とした場合、交付が決定されたものとして手術を実施します。 ◎手術済の目印として耳先をV字カットします。（オス：右耳、メス：左耳）	
⑧	<b>料金の支払い</b>	申請者→動物病院
	申請者は手術料金の自己負担分7,000円（別途治療費が生じた場合はその分も合わせ）を動物病院に支払っていただきます。	
⑨	<b>補助金請求</b>	申請者→市
	申請者は動物病院で補助金請求書（兼委任状）に記名押印していただきます。 ※補助の対象はあくまでも申請者ということになりますが、申請者の支払時の費用負担の軽減と、補助金請求手続きのために市役所へ足を運ぶ手間を省くため、動物病院では、手術料金から市の補助金を差し引いた額を支払っていただき、補助金の受領は獣医師に委任してもらいます。	
⑩	<b>補助金交付</b> ※補助金は直接獣医師に支払われます。	